

令和4年12月21日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年（行コ）第24号、第33号 政務調査費返還履行等請求控訴、同附帯控訴事件（原審：仙台地方裁判所平成27年（行ウ）第18号）

口頭弁論終結日 令和4年7月19日

5 判 決

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

控訴人兼附帯被控訴人（1審被告） 仙台市長 郡 和 子  
(以下「控訴人」という。)

同訴訟代理人弁護士 須 藤 力  
10 笹 村 恵 司

同補助参加人及び同訴訟代理人弁護士 別紙1補助参加人目録のとおり  
仙台市青葉区中央4丁目3-28 朝市ビル4階 宮城地域自治研究所内

被控訴人兼附帯控訴人（1審原告） 仙台市民オンブズマン  
(以下「被控訴人」という。)

15 同 代 表 者 畠 山 裕 太  
同訴訟代理人弁護士 別紙2代理人目録のとおり

主 文

1 控訴人の控訴に基づき、原判決中、補助参加人やしろ、同復興仙台及び同共産党に係る請求に関する部分を次のとおり変更する。

20 (1) 控訴人は、補助参加人やしろに対し、101万4024円を支払うよう請求せよ。

(2) 控訴人は、補助参加人復興仙台に対し、739万0674円を支払うよう請求せよ。

(3) 控訴人は、補助参加人共産党に対し、556万4562円を支払うよう請求せよ。

25 (4) 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。

- 2 控訴人のその余の控訴を棄却する。
- 3 被控訴人の附帯控訴を棄却する。
- 4 第1項に関する訴訟費用は第1、2審を通じて別紙3「訴訟費用表」のとおりの負担とし、第2項に関する控訴費用は控訴人の負担とし、附帯控訴費用は被控訴人の負担とする。  
5
- 5 なお、原判決中、補助参加人斎藤に係る請求に関する部分及び補助参加人大泉に係る請求に関する部分は、被控訴人の請求の減縮により、いずれも失効している。

#### 事実及び理由

10 第1 当事者の求めた裁判（補助参加人らの呼称を含め、略称等は、原則として、原判決のそれによる。）

##### 1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の部分につき、被控訴人の請求をいずれも棄却する。

##### 2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 控訴人は、別紙4「請求額・認容額一覧表」の「相手方」欄記載の者（対応する「当審請求額」欄が0円の者を除く。）に対し、対応する「当審請求額」欄記載の金員及びこれに対する平成25年5月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

#### 第2 事案の概要

##### 1 事案の要旨

本件は、地方行財政の不正を監視・是正すること等を目的として結成された権利能力なき社団（いわゆるオンブズマン）である被控訴人が、平成24年度（同年4月1日から翌25年3月末日まで）当時の仙台市議会の会派又は議員であった補助参加人ら（7会派及び12議員）が仙台市から交付された同年度

の政務調査費につき当時の条例に定められた使途である「市議会議員としての市政に関する調査研究活動に資するため必要な経費」に当たらない違法な支出をしてこれを不當に利得したと主張して、地方自治法（以下、後記の改正の前後を通じて「法」ということがある。）242条の2第1項4号に基づき、仙台市長である控訴人に対し、本判決別紙4「請求額・認容額一覧表」の「相手方」欄記載の補助参加人らにそれぞれ違法に支出した政務調査費相当額の不當利得の返還として、対応する「原審請求額」欄記載の金員（合計5869万0346円）及びこれに対する平成25年5月16日（後記収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の年5分の割合による遅延損害金又は民法704条の法定利息の支払の請求をすることを求める事案である。

## 2 原判決

原判決は、控訴人に対し、本判決別紙4「請求額・認容額一覧表」の「相手方」欄記載の補助参加人ら（対応する「原審認容額」欄が0円の者を除く。）に対応する「原審認容額」欄記載の金員（合計4881万3065円）を支払うよう請求することを求める限度で被控訴人の請求を認容し、認容額に対する附帯請求を含むその余の請求をいずれも棄却した。

## 3 本件控訴及び本件附帯控訴

控訴人は、請求認容部分を全部不服として本件控訴を提起した。  
被控訴人は、請求棄却部分を全部不服として本件附帯控訴を提起したが、当審において、本件訴えのうち①原審認容額に基づいた額を任意に支払った補助参加人斎藤（乙B1～4）及び②原審口頭弁論終結後に死亡した補助参加人大泉（丙A21の4）に係る請求に関する部分を全て取り下げる請求の減縮を行った（減縮後の請求額は合計5695万4960円）。その後、補助参加人大泉の訴訟承継人らは、補助参加の申出を取り下げた。

## 4 関連法令等

次の(1)のとおり原判決を補正するほか、原判決別紙4「関連法令等の定め」(229頁から236頁まで)及び本判決別紙5「関連法令等の定め(2)」のとおりである。うち、後述の本件使途基準につき、念のため次の(2)で再掲する。

(1) 原判決の補正

ア 229頁24行目(標題の次の空白行を含む。以下同じ。)の「その額」を「会派に交付する政務調査費の額」に、同行から25行目の「35万円」を「35万円の範囲内で各会派が定める額(以下「会派交付額」という。)」にそれぞれ改め、同行の「額とする。」の次に「交付対象議員に交付する政務調査費の額は、35万円から会派交付額を減じた額に各四半期に属する月数を乗じて得た額とする。」を、230頁6行目の「会派」の次に「及び交付対象議員」を、10行目の「報告書」の次に「(以下「収支報告書」という。)」をそれぞれ加える。

イ 230頁20行目末尾の次に改行して以下のとおり加える。  
「(7) 前年度に政務調査費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、当該政務調査費の総額から前年度における必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない(11条1項)。」

「(8) 議長は、収支報告書等を、これを提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない(12条1項)。」

何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる(12条2項)。」

ウ 230頁21行目冒頭の「(7)」を「(9)」に改める。

エ 234頁1行目の「以下「特別職給与条例」という。」の次に「甲3の1」を、5行目の「以下「旅費条例」という。」の次に「甲3の3」をそれぞれ加える。

(2) 本件使途基準

平成24年法律第72号による改正前の法100条14項及び15項に基づき、仙台市は、仙台市政務調査費の交付に関する条例を制定している。

平成25年仙台市条例第1号による改正前の同条例（本件条例）5条は、会派及び交付対象議員は、規則で定める使途基準に従って政務調査費を支出するものとし、必要経費（市政に関する調査研究活動に資するための必要な経費をいう。）以外に充ててはならないと規定しており、これを受け、平成25年仙台市規則第5号による改正前の仙台市政務調査費の交付に関する条例施行規則（本件規則）2条は、本件条例5条に規定する使途基準（本件使途基準）として、次の各号に定める項目ごとに当該各号に定めるところによると規定していた。

- ① 調査研究費 市政に関する調査研究活動及び調査委託等に要する経費
  - ② 研修費 研修会、講演会等の実施に要する経費及び各種団体が開催する研修会、講演会等への所属議員等の参加に要する経費
  - ③ 会議費 各種会議に要する経費
  - ④ 資料作成費 調査研究活動に必要な資料等の作成に要する経費
  - ⑤ 資料購入費 調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
  - ⑥ 広報広聴費 議会活動及び市政に関する政策等の広報及び広聴活動に要する経費
  - ⑦ 人件費 調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費
  - ⑧ 事務所費 調査研究活動のための事務所の設置及び管理に要する経費
  - ⑨ 事務費 調査研究活動に要する事務経費
  - ⑩ その他の経費 前各号に掲げるもののほか、調査研究活動に要する経費
- 5 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張

以下のとおり原判決を補正するほか、原判決の「事実及び理由」欄の「第2事案の概要」の2及び3（4頁5行目から11頁17行目まで。ただし、補

助参加人斎藤及び同大泉に係る請求に関する部分を除く。また、「補助参加人  
社民党」を「補助参加人社民フォーラム」と読み替える。) のとおりであるか  
ら、これを引用する。

(原判決の補正)

5 (1) 4頁12行目の「議員」の次に「(平成24年度当時、会派又は議員であ  
った者を含む。以下同じ。)」を加える。

(2) 4頁16行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

10 「平成24年度分の政務調査費の執行状況等は、本判決別紙6「平成24  
年度分政務調査費執行状況等一覧表」のとおりである。自己負担額がある  
のは補助参加人やしろのみで、その額は5万0194円である。」

15 (3) 4頁26行目の「本件条例」の次に「。乙A1・35~42頁」を、5頁  
4行目の「本件規則」の次に「。乙A1・43~55頁」を、11行目の「本  
件要綱」の次に「。乙A1・56~64頁」を、13行目の「本件手引書」  
の次に「。乙A1・表紙~24頁」をそれぞれ加える。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 要旨

当裁判所は、後記2で補正のとおり、被控訴人の請求のうち、補助参加人や  
しろに係る請求につき、交付額を超える自己負担額があることを考慮して認容  
額を106万4218円から101万4024円に減額し、当審での追加証拠  
に基づき、補助参加人復興仙台に係る請求につき、認容額を753万7174  
円から739万0674円に、補助参加人共産党に係る請求につき、認容額を  
617万6555円から556万4562円にそれぞれ減額すべきと判断するが、その余の補助参加人らに係る請求については原判決と同旨と判断する(本  
判決別紙4「請求額・認容額一覧表」の「当審認容額」欄参照。なお、同別紙  
では、対比の便宜上、取下げにより失効した補助参加人斎藤及び同大泉に係る  
請求を含めて記載した。)。その理由は、後記2のとおり原判決を補正し、後

記3から5までのとおり当審における控訴人と補助参加人ら（以下「控訴人ら」と総称）及び被控訴人の各補充主張とこれに対する判断を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1から5まで（ただし、同2(2)、(19)その他補助参加人斎藤及び同大泉に係る請求に関する部分を除く。また、「補助参加人社民党」を「補助参加人社民フォーラム」と読み替える。11頁19行目から23頁15行目まで、27頁2行目から209頁9行目まで、218頁25行目から220頁2行目まで。）のとおりであるから、これを引用する。

## 2 原判決の補正

- (1) 12頁23から24行目の「会派」の次に「及び交付対象議員」を加える。
- (2) 18頁19行目の「支出する」の次に「場合の金額を上限とする」を加え、19頁2行目の「別表第一」を「別表第一の一」に改め、8行目の「支出する」の次に「場合の金額を上限とする」を加え、10行目の「したがって」を「以上の諸規定の趣旨及び内容を総合考慮すれば」に改める。
- (3) 19頁19行目の「月額5万4130円」の次に「。なお、両名の月給賃金及び通勤手当の合計額（丙H1）から下記(イ)の職員雇用費交付規則に基づく交付金11万0400円（一人当たり月額）を控除した金額」を、22頁10行目の「16万5854円」の次に「（なお、端数は原判決別紙5以下のとおり各項目ごとに処理するため、本文中の金額間では誤差が生じことがある。以下同じ。）」をそれぞれ加える。
- (4) 34頁2行目の「丙K4」の次に「（枝番を含む。以下、特に断りがない限り、他の枝番を含む証拠についても同じ。）」を加え、37頁4行目冒頭から5行目末尾までを次のとおり改める。

「 よって、補助参加人やしろが支出した政務調査費のうち、本件使途基準に適合しないものは、原判決別紙9「認容額」（ただし、「原審認容額」と読み替える。）の末尾記載の106万4218円となる。

もっとも、本件条例は、具体的な使途を個別に特定した上で政務調査費を交付すべきものとは定めておらず、4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月まで及び1月から3月までの各四半期ごとに一定額を交付した上で、事後に収支報告書等を提出させて使途を明らかにさせ、本件使途基準に適合した支出に充てられなかった残額がある場合にはこれを返還させることにより、交付した政務調査費が本件使途基準に適合した支出に充てられることを確保しようとするものといえるとともに、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず、その支出の総額が交付額を上回る場合に、収支報告書上、支出の総額のうちどの部分について政務調査費を充てるのかを明らかにすることを求めているものとも解されない。

上記のような本件条例の定めの下では、本件条例に基づいて交付された政務調査費について、その収支報告書上の支出の一部が本件使途基準に適合しないものであっても、当該年度において、収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び本件使途基準に適合しないものの額を控除した額が政務調査費の交付額を下回ることとなる場合には、当該政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、仙台市に対する不当利得返還義務を負わないと解するのが相当である（最高裁平成29年（行ヒ）第404号同30年11月16日第二小法廷判決・民集72巻6号993頁、令和2年（行ヒ）第335号同3年12月21日第三小法廷判決・判例地方自治483号11頁参照）。また、これが下回ることとなる場合であっても、収支報告書上の支出の総額から実際には存在しないもの及び本件使途基準に適合しないものの額を控除した残額については、それを法律上の原因なく利得したとはいえないから、政務調査費の交付を受けた会派又は議員が仙台市に対する不当利得返還義務を負う範囲は、政務調査費の交付額から同残額を控除した額にとどまるというべきである。

以上からすれば、補助参加人やしろは、控訴人に対し、収支報告書上の支出額389万0194円（最終修正後のものであり、自己負担額は5万0194円）から上記のとおり本件使途基準に適合しない106万4218円を控除した残額である282万5976円を政務調査費の交付額384万円から控除した101万4024円（本件使途基準に適合しない支出額106万4218円から自己負担額5万0194円を控除した残額でもある。）の不当利得返還義務を負っているものと認められる。」

5 (5) 37頁24行目の「，」を「、」に改める。

(6) 43頁4行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

10 「d その後、補助参加人伊藤は、原審証人尋問で政務調査目的の宿泊であることに疑義が生じた北海道及び富山県の宿泊費各1泊分1万6500円及び日当各1日分3300円の合計3万9600円を仙台市に返還した（丙R6、証人伊藤新治郎9頁、16頁。補助参加人伊藤の令和3年2月22日付け原審第3準備書面、原判決別紙11の総番号217、218の「被告ら・主張の骨子への反論」欄参照）。」

15 (7) 43頁5行目の「上記支出」の次に「（上記(ア)dによる返還後のもの。以下本項において同じ。）」を加える。

(8) 45頁16行目の「、丙D29、丙D30」を削る。

20 (9) 46頁23行目の「0いて」を「おいて」に、47頁23行目の「顔写真等」を「顔写真、プロフィール、仙台市議会議長としての実績等」にそれぞれ改める。

(10) 53頁14行目及び19行目の各「として」をいずれも削り、23行目の「証人崇良」を「証人菊地崇良」に改め、54頁11行目の「アンケートの集約」の次に「及び市政報告会準備」を加え、16から17行目の「市政報告会準備及び」を削る。

25 (11) 56頁19から20行目の「以下「日下議員」という。」の次に「ただし、

以下、他の議員も含め、このような略称の定めの有無にかかわらず、他者との誤認混同がなく文意も損なわない範囲で、適宜姓のみ又は姓名により表記することもある。」を加え、57頁10行目の「丙F108ないし112」を「丙F109ないし112」に、60頁19行目の「丙F20、丙F21」を「丙F21、丙F22」に、62頁20行目及び65頁17行目の各「こと認められる」を「ことが認められる」にそれぞれ改め、68頁9行目の「丙F47、」を削り、71頁13から14行目の「10万6168円」を「10万3260円」に改め、72頁10行目の「476」の次に「（ただし、原判決別紙17の総番号476の「使途」欄の「プロバイダ 6月分（4月利用分）」を「プロバイダ 6月分（5月利用分）」に改める。以下、別に断らない限り、原判決別紙17ないし22の訂正部分は「使途」欄の記載をいうものとする。）」を、73頁21行目の「502」の次に「（ただし、原判決別紙17の総番号502の「9月分利用料」を「11月分利用料」に改める。）」をそれぞれ加え、77頁20行目の「調査研究活動等の補助」を「調査研究活動の補助」に改め、80頁1行目の「上記広報紙には、」を削り、3行目の「末尾の頁」の前に「上記広報紙の」を加える。

(12) 84頁10行目の「726」を「736」に改め、89頁6行目の「757ないし792」の次に「。ただし、原判決別紙18の総番号778の「ヒム局」を「事務局」に、773及び780の各「ホーラム」を「フォーラム」にそれぞれ改める。」を加え、90頁24から25行目の「震災復興への課題」を「震災復興の課題」に、同行の各「なきして」（2か所）を「なきにして」にそれぞれ改め、93頁10行目の「橋本議員は、」を削り、11行目の「集まり、」の次に「橋本議員は、」を加え、97頁16行目及び19行目の各「主導」をいずれも「手動」に改め、98頁13行目の「印刷代及び発送代」の次に「（以下、発送代等を含めて「印刷代」や「作成に係る経費」などということがある。）」を加える。

(13) 111頁15行目冒頭から19行目の「推認される。」までを次のとおり改める。

「上記広報紙には、市議会における渡辺博議員の質疑の内容のほか、渡辺博議員の顔写真及びプロフィール、補助参加人復興仙台会長の挨拶並びに同人を含む所属議員の氏名、顔写真、役職及び選挙区等が掲載されている(丙G45)。」

(14) 119頁22行目の「1041ないし1069」の次に「。ただし、原判決別紙18の総番号1056の「8月分給料」を「9月分給料」に改める。」を、124頁2行目の「1130ないし1134」の次に「。ただし、原判決別紙18の総番号1132の「地代8月分」を「地代8、9月分」に改める。」を、127頁25行目の「1234ないし1265」の次に「。ただし、原判決別紙18の総番号1245の「電話飛翔サービス」を「電話秘書サービス」に改める。」をそれぞれ加え、128頁3行目冒頭から22行目末尾までを次のとおり改める。

15 「b 岡部議員の発行していた広報紙の掲載内容を踏まえると、同広報紙の作成、発行が、選挙活動及び後援会活動としての側面をも有することは、前記キイ)bにおいて説示したとおりである。

20 ただし、はがき形式の市政報告書及び地域要望に対する報告書の作成は前記キイ)bで説示のとおり専ら調査研究活動であると認められるところ、証拠(当審で追加提出の丙G87、88、90)によれば、平成24年8月30日に支出の4万3750円と8万7900円及び同年11月12日に支出の16万1350円(総番号1248、1249、1254)は、支出日や領収証書の記載内容に照らし、これらの郵送に要した費用と認められ、全額が調査研究活動の経費に当たるということができる。

25 他方、通信費については、通信が幅広い目的に適宜使用されることを

踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

以上によれば、上記はがき形式の各報告書の郵送費を除く支出については、調査研究活動以外の活動にも利用されたことが推認され、控訴人らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記郵送費を除く各支出の2分の1を超える額の合計である22万3030円が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人復興仙台の不当利得に当たる。」

- 10 (15) 130頁14行目及び20行目の各「コピ一代、」をいずれも削り、13  
2頁16行目冒頭から18行目末尾までを次のとおり改める。

「シ 小括

よって、補助参加人復興仙台は、控訴人に対し、原判決別紙18「認容額」（ただし、総番号1248、1249、1254の同欄をいずれも「0」に、「10 事務費」の「小計」の同欄を「605,603」に、末尾の「合計」の同欄を「7,390,674」にそれぞれ改める。）のとおり、73  
9万0674円の不当利得返還義務を負っているものと認められる。」

- 15 (16) 132頁24行目の「1307ないし1315」の次に「。ただし、原判  
20 決別紙19の総番号1308の「議員名」欄の「佐藤和子、」の次に「佐々  
木真由美」を加える。」を加え、134頁5から6行目の「小田島久美子議  
員（以下「小田島議員」という。）」を「小田島議員」に改め、137頁1  
1行目の「1323」の次に「。ただし、原判決別紙19の総番号1323  
の「町額障害者等」を「聴覚障害者等」に改める。」を、139頁13行目  
25 の「丙D7」の次に「、丙D8」をそれぞれ加え、140頁14行目の「議  
員研修」を「議員研究会」に改め、154頁6行目及び8から9行目の各「顔

写真」の次にいずれも「及びイラスト」を加える。

- (17) 168頁12行目冒頭から20行目末尾までを次のとおり改める。

「他方、市政要望アンケートについては、その記載内容からすれば、専ら調査研究活動として利用されたものであると認められるところ、証拠（当審で追加提出の丙C141の1）によれば、その印刷費用は122万3985円であると認められ、同額は調査研究活動の経費に当たるということができる。」

以上によれば、上記市政要望アンケートの印刷費用を除く支出については、調査研究活動以外の活動にも利用されたことが推認され、控訴人らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく具体的反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち、上記印刷代を除く各支出の2分の1を超える額の合計である216万5332円が本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人共産党の不当利得に当たる。」

- (18) 172頁1行目冒頭から3行目末尾までを次のとおり改める。

「オ 小括

よって、補助参加人共産党は、控訴人に対し、原判決別紙20「認容額」（ただし、総番号1742の同欄を「834,487」に、「広報広聴費」の「小計」の同欄を「2,239,094」に、末尾の「合計」の同欄を「5,564,562」にそれぞれ改める。）のとおり、556万4562円の不当利得返還義務を負っているものと認められる。」

- (19) 174頁21行目冒頭の「(ウ)」を「(エ)」に、175頁23行目冒頭の「(エ)」を「(オ)」にそれぞれ改め、186頁19行目の「茶菓代」の次に「及び会場代（以下、会場代を含めて「茶菓代」ということがある。）」を加え、190頁5行目の「216万3360円」を「216万5060円」に、9行目

の「である」を、「であり、翌年3月分については超勤分2000円の全額が追加されている」に、11行目の「丙E15ないし19」を「丙E15、16」にそれぞれ改め、同行の「証人小山勇朗4頁」の次に「。なお、政務調査費からの支出分との差額は、職員雇用費交付規則に基づく交付金月額11万0400円並びに6月賞与8万6400円及び12月賞与11万0400円から支払われている。丙G25・3頁参照」を、13から14行目の「証人小山勇朗」の前に「丙E17、18、」を、198頁23行目の「認められる」の次に「。」をそれぞれ加える。

(20) 202頁25行目の「プロフィール等」を「プロフィールや街頭活動の予定等」に改め、204頁18行目末尾の次に改行して次のとおり加える。

「(c) 上記各報告書には、小野寺淳一議員が市議会で行った活動の概要のほか、同議員個人の顔写真やプロフィール等が掲載されている（甲B6ないし8）。」

(21) 204頁19行目の「（市議会通信）」の次に「、市政報告書及び政務調査報告書」を、205頁22行目の「認められない。」の次に「また、早坂議員の上記政務調査報告書の掲載内容は明らかではないものの、後記エ)bで柳橋議員の市政報告書について詳述するのと同様と推認することができる。」を、206頁2行目の「上記広報紙」の次に「及び政務調査報告書」をそれぞれ加える。

(22) 219頁4から5行目の「別紙2「認容額一覧表」」を「本判決別紙4「請求額・認容額一覧表」」に、同行の「「金額」欄」を「「当審認容額」欄」にそれぞれ改める。

### 3 当審における控訴人らの補充主張とこれに対する判断

(1) 原判決の違法性の判断基準及び主張立証責任の捉え方について

控訴人らは、原判決が、①被控訴人（原告）において本件各支出が本件用途基準に合致しない違法なものであることを主張立証しなければならないと

したことは相当であるが、②被控訴人において本件各支出の客観的な目的、性質に照らして、当該支出と議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性がないことを推認させる一般的、外形的な事実の存在を主張、立証した場合において、上記事実が認められたときは、控訴人及び各補助参加人において当該支出により市政に関する具体的な調査研究が現にされたなどの特段の事情を主張して反証しない限り、当該支出は本件使途基準に合致しないものとして違法であると判断するのが相当であるとしたことは、合理的理由なく不当利得の主張立証責任を緩和、転換するもので相当でないと主張する。

しかし、平成24年法律第72号による改正前の法100条14項に基づく本件条例5条にいう「市政に関する調査研究に資するための必要な経費」を具体化した本件規則2条の定める本件使途基準の適用に当たり、本件各支出の客観的な目的、性質に照らして、当該支出と議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性がないことを推認させる一般的、外形的な事実の存在が認められる場合において、控訴人のみならず、政務調査費が適切に使用されたことを根拠付ける資料を備えて説明すべき法令上の責任（法100条15項、本件条例10条）と政治上の責任を有する立場にある補助参加人らも上記のような特段の事情を主張して反証しないときは、当該支出は本件使途基準に合致しないものに支出されたと推認できるというべきである。以上と同趣旨の原判決の本件使途基準の適用に関する判断は相当として是認することができ、原判決が違法に主張立証責任を緩和、転換したとはいえない。控訴人らの主張を踏まえて検討しても、この点に関する原判決の判断に誤りがあるとはいえず、上記主張は採用できない。

なお、以上については、仙台市の平成20年度の政務調査費に関する平成27年（行コ）第2号、第9号同28年6月22日仙台高裁判決（甲C2）並びに平成23年度の政務調査費に関する平成29年（行コ）第26号同3

0年10月24日仙台高裁判決（甲10～12）及び平成29年（行コ）第5号、第13号同30年2月8日仙台高裁判決（当裁判所に顕著な事実）といった当裁判所の従前の判決（以下「先行各判決」という。）も基本的に同旨の見解に立っている。控訴人らは、他の地方自治体に関する裁判例を引用するが、問題となる条例やその下位法規の内容その他地域の事情が同一とはいひ難く、本件に適切とはいえない。

## (2) 会派の位置付けについて

控訴人らは、会派は議会内における政策集団であって、議会外における政治集団である政党とは異なる団体であり、政党活動や選挙活動、後援会活動等を目的とした集団ではないにもかかわらず、原判決が「会派及び議員の活動は、調査研究活動以外にも政党活動、議会活動、選挙活動、後援会活動等と広範かつ多岐にわたる」などと説示し、会派が政党活動や選挙活動、後援会活動等をすることを前提として会派の会員費や広報紙、ホームページに関する費用、事務所費等に関する政務調査費の支出の違法性や経費の按分について判断したことは誤りであるなどと主張する。

しかし、まず、仙台市議会が作成した本件手引書それ自体が「会派及び議員の活動は、政務調査活動以外にも、政党活動、後援会活動等と多面的であり、これらの活動を必ずしも明確に区別できるとは限りません」（乙A1・8頁）と明記しているのであって、会派が社会的実態において政党活動や選挙活動、後援会活動等と何ら関係しない団体であるかのようにいう控訴人の主張は、前提を欠くといわざるを得ない。

その上で検討すれば、平成24年法律第72号による改正前の法100条14項は、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきていることに鑑み、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明

性を確保しようとして、政務調査費の制度を設けており、本件条例は、会派又は議員を単位として政務調査費を交付するものとしていた。

そして、会派は、政治的信条等と同じくする議員の任意の同志的集合体、特定の議会で同じ政策を持つ議員の集団などと解されており、議会内における活動を共にする団体であるが、通例、政党を基に組織され、複数政党からなる場合や無所属議員が所属する場合であっても、基本的な政策を共有する議員により結成されるものである（甲8・5枚目、丙F102）。このような会派が議会内において共同して活動し、所属議員の顔写真等を付してその成果を広報紙等で広報することは、原判決が説示するとおり、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、所属議員自身及びその活動実績を市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものである。この効果は、会派内の議員の所属政党のいかんにかかわらず、等しく及ぶと考えられる。以上の点において、会派が行った上記のような広報紙の発行やホームページの維持等に係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである。

原判決の説示及び判断は、以上と同趣旨をいうものとして是認することができ、控訴人らの上記主張は、採用できない。

### (3) 人件費について

ア 控訴人らは、会派控室の常勤職員に関しては職員雇用費交付規則に基づき職員雇用費として月額11万0400円（丙C18の3、丙G25・3頁、丙G82・7頁参照）が交付されていたところ、これは雇用される職員が調査研究活動の補助業務に従事するか否かを問わずにその人件費の一部を交付するものであって、議員の調査研究活動に必要な経費の一部を

交付する政務調査費の制度とは性質を異にしており、仮に職員雇用費が交付されている常勤職員の業務に調査研究活動の補助業務とそれ以外の業務が併存しているとしても、交付対象職員の人工費の総額の2分の1を超える部分について政務調査費を支出していかなければ当該支出額の一部が違法となるとはいはず、不当利得の判断に当たり職員雇用費を全く考慮していない原判決は誤っていると主張する。

しかし、職員雇用費交付規則は、政務調査費の制度が設けられる前の昭和60年に制定されたものであるが、所属する議員の数が5人以上の会派を交付対象とし（2条）、「会派がその控室業務に従事する職員を雇用了場合には、当該会派に対し、予算の範囲内で職員雇用費を毎月交付する」

（1条）などと定めるにすぎない（なお、職員雇用費の交付対象となる職員の数は、所属議員が5人以上9人以下の会派で一人、10人以上19人以下の会派で二人である。丙H13・10頁）。職員雇用費を調査研究活動の補助業務のため交付するか、それ以外の業務のため交付するかなどといった区別を職員雇用費交付規則がしていると解することはできず、その後、政務調査費の制度が設けられるに当たって、職員雇用費との関係やその支給対象範囲が改めて検討された形跡もないから、職員雇用費を人工費のうち調査研究活動に係る業務以外の業務に対する部分に優先して充当すべき根拠はなく、職員雇用費は調査研究活動に係る業務とそれ以外の業務につき一体として交付されていると解するのが相当である。以上の規定

内容からすれば、職員雇用費から賄われる部分以外の人工費についても、なお調査研究活動に係る支出とそれ以外の業務に係る支出が混在しているというべきであり、按分により支出することが相当である。控訴人らが主張する見解を探ると、同様に常勤職員を雇用していても、職員雇用費の支給を受けられる多数会派は、その支給を受けられない少数会派や議員個人と比較して、単に人工費の一部を使途のいかんを問わずに公費負担とで

きるという職員雇用費が本来予定する利益を超えて、政務調査費から支出できる人件費の範囲が大幅に拡大されるという利益まで受けることとなって、公平を欠く結果となりかねず、実質的にも妥当とはいい難い。

イ 控訴人らは、非常勤職員については、雇用契約上、業務内容を調査研究活動の補助に限定する会派もあり、会派又は議員に雇用されているという一般的、外形的事実だけからは、その職員が調査研究活動の補助業務以外の業務にも関わっていると推認することはできないとして、常勤職員と非常勤職員とを区別せず「議員に雇用される職員」の人事費であるという一般的、外形的事実から調査研究活動以外の活動にも利用されていると推認した原判決は誤っていると主張する。

しかし、非常勤職員であれば調査研究活動のみに関わっているのが通常であるといった経験則等があるとは認められず、控訴人らも非常勤職員であれば類型的に調査研究活動の補助業務のみに関わっているなどといったことについて原判決が認定した以外には十分な主張立証をしていないし、非常勤職員はそれ以外の業務にも幅広く携わり得るものである上、上記(2)の会派の位置付けや下記(4)の広報紙の発行等を巡って、そもそも控訴人らのいう「調査研究活動」の枠組みは本件使途基準にそぐわない部分があるから、上記主張は採用できない。

ウ 補助参加人共産党は、原判決が補助参加人共産党の政務調査員が政務調査に従事した割合は9割を超えていた旨を記載する平成24年度当時の出勤簿（丙C20の1～12）を採用しなかったことを論難して、確かに上記出勤簿は政務調査に係る勤務時間が所定労働時間の9割を超えることを簡便に記載するにとどまるものであるものの、勤務状況がその当時と変わりない平成30年度当時の出勤簿（丙C97の1～98の12。元資料は当審提出の丙C142の1～3）においても政務調査に係る勤務時間が所定労働時間の9割を超えていたことからすれば、平成24年度当時の

上記出勤簿の上記記載も信用できるなどと主張する。

しかし、平成30年度当時の上記出勤簿は、本訴の提起を受けて政務調査員の勤務状況を確認するため、本件から6年後の年度について作成されたものにすぎず、これらに記載された業務内容と平成24年度当時の業務内容が同様であったとする証人嵯峨サダ子の供述（同証人23頁）を裏付けるに足りる証拠はない。そもそも同証人は政務調査員が広報紙（市議団ニュース）に関する業務に多くの時間を費やしていると陳述するが（丙C99・7頁）、この広報紙に関する業務を全て調査研究活動とする補助参加人共産党の位置付けは当裁判所の判断と異なっているのであって、補助参加人共産党の上記主張は、採用できない。

10 (4) 広報紙の発行、ホームページの維持等に係る費用について

ア 控訴人らは、①会派及び議員による広報紙の発行、ホームページの維持等は、市政及びその課題、それらに係る市議会での審議状況、市議会での会派及び議員の活動状況等に関する事項、地域の諸課題等に関する事項を報告・掲載して市民に伝達し、市民の意識やニーズを把握して議会活動に反映するための端緒ないし基礎となるものであって、これらに係る費用（人件費等も含む。）は政務調査費による支出が認められるべきである、②広報紙やホームページ中の顔写真、プロフィール等の掲載は表現・構成上の工夫であって、市民の興味を引き、報告を効果的に行うという目的に資するものであるから、これらの掲載部分が市政に関する事項の報告部分に付随して一体となっている場合などには調査研究活動と合理的関連性を有するものとして、政務調査費による支出が全額認められるべきであるなどと主張する。

しかし、原判決が説示するとおり、顔写真等が掲載された広報紙の発行やホームページの維持等は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績をも市民に印

象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであり、これらに係る支出は、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである。本件手引書も、「広報紙やホームページに係る経費は、その内容に後援会活動や政党活動などに関する記述等がある場合は、経費を按分してください」（乙A1・17頁）とし、按分する場合があることを前提とした記載をしている。広報紙の発行、ホームページの維持等が市民の意識やニーズを把握して議会活動に反映するための端緒ないし基礎となることや、顔写真等の掲載が表現・構成上の工夫といえること等は、広報紙の発行やホームページの維持等に上記の両面の効果があることを否定するものではなく、要した費用を全て政務調査費から支出することを正当化するに足りるものではない。控訴人らが当審において追加提出する顔写真等が掲載された他の公共団体の広報紙等は、基となる条例や事実関係等が異なるものであるから、以上の判断を左右するものではない。

イ 補助参加人共産党は、会派及び議員が具体的な議会活動を市民に広報し、市民がこれを基にどの会派及び議員を支持するのかなどを判断し、投票に反映等していくことは議会制民主主義の基盤であり、顔写真等が掲載された広報紙はこれに大きく資するものであって、議会制民主主義上の意義を踏まえた政務調査費制度の見地から、顔写真等が掲載された広報紙の発行に要する費用を政務調査費から全額支出することを認めるべきであるなどと主張する。

しかし、顔写真等が掲載された広報紙の発行が議会制民主主義に資するものであるとしても、議会制民主主義の基礎となる選挙活動（選挙を意識した政治活動）や政党活動は、現職の議員や既存の会派ないし政党のみに

よって担われるものではない。政務調査費は、飽くまで法、本件条例及び本件規則の定める範囲内で、本件使途基準に従って使用されるべきものであり、議会制民主主義上の意義の有無と政務調査費としての支出の許否が当然に結び付くものではないところ、現職の議員や既存の会派であることをもって、これらの者が発行する広報紙等の費用の全額が当然に公費によって賄われることを憲法や法が予定していると解することはできない。広報紙の発行が市民の会派及び議員に対する支持・不支持や投票行動に影響することは補助参加人共産党が自認するとおりであり、これも広報紙の発行の重要な目的及び効果なのであって、これが単なる反射的効果にすぎないということはできない。少なくとも本件条例、本件規則及び本件使途基準の解釈適用としては、市民への影響がより強まると考えられる顔写真等が掲載された広報紙の発行に係る支出は、当該顔写真が議員の質問風景等議員の活動の際に撮影されたものである場合を含め、調査研究活動の目的と選挙活動などそれ以外の目的を併有するもので、本件使途基準に適合する部分とそうでない部分が混在する一体的支出であるといえるから、按分により支出することが相当というべきである。

ウ 控訴人らは、予備的に、仮に広報紙の発行に係る経費につき按分を要するとしても、一律に 2 分の 1 とするのではなく、広報紙中の顔写真等の掲載部分の配置や分量等を基にして個別に按分割合を定めるべきであるなどとして、補助参加人自由民主党、補助参加人加藤、補助参加人菅原、補助参加人やしろ、補助参加人鈴木、補助参加人佐藤及び補助参加人菊地において別紙 7 のとおり、補助参加人市民フォーラム仙台において別紙 8 のとおり、補助参加人復興仙台において別紙 9 のとおり、補助参加人公明党において別紙 10 のとおり、補助参加人共産党において別紙 11 （なお、按分割合 1 は市議会での質問風景や現地調査等に関わらない議員の肖像写真のみを対象にした割合、按分割合 2 は全ての顔写真を対象にした割合

として主張) のとおり、補助参加人みんなの党において別紙12のとおりの割合により按分すべきであると主張する。

しかし、広報紙中の顔写真等と記事の文章は、全体が一体となって市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、議員自身及びその活動実績を市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等も有するものであって、それぞれの効果等が配置や分量等に応じて発生するとはいえない。補助参加人共産党が顔写真等の按分割合につき1.2%にとどまると主張する「市議団ニュース497号」(本判決別紙11の丙C16の22)を例にとっても、1項目の最下段に各議員の顔写真が選出の行政区を付して色付きの枠で囲われて並べられるなど読者の目にとまりやすい位置、形状で掲載されており(なお、記載内容と上記肖像写真との間に特段の関連性があるとはうかがわれない。)、客観的に見て、単なる市政に関する広報にとどまらず、記載内容の全体にわたって議員個人ないし党を宣伝する選挙活動、政党活動ないし後援会活動の目的、効果が混在するといわざるを得ず、単に紙面全体に占める面積の割合等により単純に按分した額をもって本件使途基準に合致しない違法な支出とすることは相当でない。また、補助参加人菅原が補助参加人自由民主党ほかと共に按分割合が1割にとどまると主張する「菅原けん議会レポート」(本判決別紙7の丙S6)を見ても、1項目の最上段の標題のすぐ横の目につきやすい位置に補助参加人菅原の肖像写真が掲載されているほか、同頁の最下段には他の記載と明確に区画された形で同人のプロフィールが同人の個人事務所の連絡先と共に掲載されているのであって(その他、本文中にも全4頁中の3頁に各1か所ずつ同人の顔写真等が掲載されている。)、同様ということができる。以上の点は、原判決が2分の1を超える政務調査費の支出を違法としたその余の各補助参加人の広報紙等についても大同小異であって、これ



らに係る支出については、本件要綱8条のいう「合理的な方法」により「按分することが困難である場合」に当たるものとして、2分の1を超える支出を本件使途基準に沿わない違法なものとすべきである。先行各判決も、広報紙ないしホームページにつき基本的にこれと同様の判断を示しており、上記補助参加人らの予備的主張は採用することができない。

#### 4 当審における被控訴人の補充主張とこれに対する判断

##### (1) 出張による政務調査費の支出について

ア 「2013 仙台のタベ」への参加目的を併有する出張について

被控訴人は、複数の会派及び議員が「仙台のタベ」と題する仙台市のPRイベントに参加するため東京方面に出張し、その出張費用が調査研究費として支出されているところ、議員らが「仙台のタベ」に参加した目的は原判決が認定するようなシティセールスではなく、招待客の「おもてなし」、懇親・懇談であって、参加議員らは酒類を含めて飲食し、仲間内で懇談することもあったとして、「仙台のタベ」への参加は類型的に市政との合理的関連性が乏しく、私的活動との混合の疑念を生じさせる活動であって、関連する支出の全額を適法と判断した原判決は誤っていると主張する。

しかし、いわゆるシティセールスにおいては、仙台市の魅力を対外的に発信するとともに、仙台市の観光や産業・復興に関する施策を広く紹介するなどして、観光客増加や企業誘致のための働きかけ等を行うのであるから、地元の音楽学芸等を紹介したり、特産品等を提供したりしながら招待客らと飲食を共にして接遇するとともに（他年度のものも含めて甲D4、甲G1～3、丙D29、丙E3、4参照）、その反応や意見等を聴取することは、市政に関する調査研究活動等の一環として相当なものといえる。この際、主催者側となる参加議員らが招待客らと酒類を含めて飲食していくても、社会的儀礼の範囲内にとどまるというべきであるし、また、参加議

員間で懇談する時間があったとしても、議員らがシティセールスのため参加したとの事実認定を含め、以上の判断は左右されない。被控訴人の上記主張は、採用できない。

イ 観光地を含む出張について

被控訴人は、補助参加人鈴木は函館市への視察の際、五稜郭の施設見学や函館山の碧血碑の参拝など一般観光客と何ら異なるところがない調査研究を実施しているほか、他にも観光地を含む調査研究を行っている会派・議員が多数存在しており、関連する支出の全額を適法と判断した原判決は誤っていると主張する。

しかし、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであり、多様な意見や多角的な視点を市政に反映させる必要もあるから、調査研究活動の対象ないし内容や関連する支出の違法性の有無の判断については、その最終的な当否が有権者によって判断されるべきことを前提に、議員の自主性・自律性が尊重され、裁量が認められるべきものである。議員が一般観光客も可能な範囲で観光施設等の施設見学を行ったとの一事をもって、関連する支出が本件使途基準に適合しない違法なものになるとはいえない。被控訴人の上記主張は、採用できない。

ウ 補助参加人伊藤の北海道への出張について

被控訴人は、補助参加人伊藤は札幌市への視察の際、2泊3日の行程のうち、札幌市役所を訪問したのは2時間にすぎず、その他には政務調査活動と関連する活動を何ら行っていないばかりか、2日目には同人の弟宅に宿泊して酒宴を楽しんでいるところ、原判決にはこれを含めた関連する支出の全額を適法と判断した誤りがあると主張する。

しかし、まず、上記2(6)において原判決を補正の上で引用したとおり、補助参加人伊藤は、上記出張に要した費用のうち弟宅に宿泊した1泊分の宿泊費と1日分の日当を返還済みであり、補助参加人伊藤の調査研究が2

泊3日の行程であることを前提とする被控訴人の上記主張は、その前提を欠く。その上で、補助参加人伊藤が1泊2日の行程で公営バスの民営化に至るまでの経緯及び民営化のメリット・デメリットについて調査するため、北海道に出張したことを前提に検討すれば、札幌市役所への訪問が2時間程度であった（証人伊藤新治郎6頁）との一事をもって、関連する支出が本件使途基準に適合しない違法なものになるとはいえない。被控訴人の上記主張は、採用できない。

#### エ 一つの会派又は議員が複数回・複数個所に調査研究を行った場合の評価について

被控訴人は、調査研究は参加者、日程、行き先等が異なる極めて個別性の強い項目であって、個別の調査研究の内容を個別具体的に評価しなければならないとして、原判決が各会派、各議員の調査研究を列記してひとまとめに適法と評価したことは相当でないと主張する。

しかし、調査研究については議員の自主性・自律性が尊重され、裁量が認められるところ、原判決は、複数の議員による視察及びこれを踏まえた意見交換によって、多角的な意見を会派の政策に反映させることができる事等も踏まえ、出張先や目的、日程等を基にその適否について判断しているのであって、被控訴人の主張を踏まえて検討しても、その判断手法及び結論に誤りがあるとはいえない。

#### (2) 民法704条の法定利息の発生について

##### ア 主位的主張

被控訴人は、当審においても、補助参加人らは政務調査費に関する本条例や本件手引書の解釈適用を十分に理解している立場にあり、収支報告書の提出期限の翌日である平成25年5月16日以降は、会派控室の経費、人件費、資料作成費等や議員事務所の事務所費、事務費、人件費、資料作成費等に関し、本件各支出に係る金員を不当に利得したとの認識を有

していたというべきであると主張する。

しかし、収支報告書の提出期限の翌日である平成25年5月16日時点において、補助参加人らが上記認識を有していたとは認められないことは、原判決第3の5(2)（219頁20行目から220頁2行目まで）が説示するとおりである。

#### イ 当審で追加した予備的主張

被控訴人は、遅くとも原判決が言い渡された令和3年7月7日以降は、補助参加人らは本件各支出に係る金員を不当に利得したとの認識を有していたというべきであると主張する。

しかし、控訴人が原判決の敗訴部分を全部不服として本件控訴を提起しており、原判決は確定しておらず変更の可能性があるといった事実関係からすれば、原判決が言い渡されたとの事をもって、補助参加人らが同日以降悪意の受益者になるとはいえない。被控訴人の上記予備的主張は、採用できない。

#### 5 その他の主張について

控訴人ら及び被控訴人がその他の主張するところを検討しても、原審における主張の繰り返しにとどまるか、上記判断を左右しない事情を述べるものにすぎず、以上の判断は変わらない。

### 第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求のうち、補助参加人やしろに係る請求は101万4024円、補助参加人復興仙台に係る請求は739万0674円、補助参加人共産党に係る請求は556万4562円の各不当利得返還請求をするよう求める限度において理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却すべきであり、被控訴人のその他の請求は原判決と同旨に判断すべきである。よって、控訴人の控訴に基づき、これと異なる原判決を上記の限度で変更し、その余の控訴及び被控訴人の附帯控訴は理由がないから棄却するとともに、原判

決中、補助参加人斎藤に係る請求に関する部分及び補助参加人大泉に係る請求に関する部分は、被控訴人の請求の減縮により、いずれも当然にその効力を失っているから、その旨を明らかにすることとして、主文のとおり判決する。

5

仙台高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 濑 戸 口 壮 夫

10

裁判官 工 藤 哲 郎

15

裁判官 北 川 哲 瞬

(別紙1)

### 補 助 參 加 人 目 錄

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人 自由民主党・仙台  
(補助参加人自由民主党)

同 代 表 者 西 澤 啓 文

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人 加藤 和 彦  
(補助参加人加藤)

10 同所

控訴人補助参加人 菅 原 健  
(補助参加人菅原)

同所

控訴人補助参加人 やしろ美香こと 屋代 美香  
(補助参加人やしろ)

15 同所

控訴人補助参加人 鈴木 繁 雄  
(補助参加人鈴木)

同所

控訴人補助参加人 佐藤 正 昭  
(補助参加人佐藤)

同所

控訴人補助参加人 菊地 崇 良  
(補助参加人菊地)

25 上記7名訴訟代理人弁護士 北爪賀 章

同所

控訴人補助参加人

斎 藤 範 夫

(補助参加人斎藤)

仙台市宮城野区高砂1丁目19番2号

控訴人補助参加人

伊 藤 新 治 郎

(補助参加人伊藤)

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人

赤 間 次 彦

(補助参加人赤間)

同所

控訴人補助参加人

野 田 讓

(補助参加人野田)

仙台市宮城野区福田町1丁目9番10号

控訴人補助参加人

田 村 稔

(補助参加人田村)

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人

市民フォーラム仙台

(補助参加人市民フォーラム仙台)

同 代 表 者

日 下 富 士 夫

同訴訟代理人弁護士

官 澤 里 美

小 向 俊 和

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人

復 興 仙 台

(補助参加人復興仙台)

同 代 表 者

鈴 木 勇 治

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人

公 明 党 仙 台 市 議 団

(補助参加人公明党)

同 代 表 者

菊 地 昭 一

上記両名訴訟代理人弁護士

北 爪 賀 章

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人

日本共産党仙台市議団

(補助参加人共産党)

同 代 表 者

嵯 峨 サ ダ 子

同訴訟代理人弁護士

杉 山 茂 雅

尾 林 芳 国

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

旧名称・社民党仙台市議団

控訴人補助参加人

社民フォーラム市議団

(当審においては「補助参加人社民フォーラム」という。)

同 代 表 者

石 川 建 治

同訴訟代理人弁護士

大 友 健 治

齋 藤 瞳 男

阿 部 弘 樹

山 田 大 仁

煙 山 正 大

仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市議会内

控訴人補助参加人

みんなの党・みんなの仙台

(補助参加人みんなの党)

同 代 表 者

柳 橋 邦 彦

同訴訟代理人弁護士

佐 藤 裕 人

佐 藤 夏 海

佐 藤 篤 宗

(別紙2)

代理人目録

被控訴人訴訟代理人弁護士

宇十渡齋石松原若宮下高千齋千野栄前小	部河藤上澤田山腰澤橋葉藤葉呂田田寺	雄耕雄陽優英輝展拓晃國大信	介弘介平介明憲華洋優雄浩生平圭良輔一
野	大		

(別紙3)

訴訟費用表

補助参加人やしろの補助参加によって生じた費用	被控訴人 2 分の 1	補助参加人やしろ 2 分の 1
補助参加人復興仙台の補助参加によって生じた費用	被控訴人 10 分の 3	補助参加人復興仙台 10 分の 7
補助参加人共産党の補助参加によって生じた費用	被控訴人 10 分の 1	補助参加人共産党 10 分の 9
その他の訴訟費用	被控訴人 4 分の 1	控訴人 4 分の 3

(別紙4)

請求額・認容額一覧表

(※下線部は原審から変更がある部分)

相手方	原審請求額	原審認容額	当審請求額	当審認容額
補助参加人自由民主党	114万5234円	113万2634円	114万5234円	113万2634円
同斎藤	<u>69万3056円</u>	<u>66万1134円</u>	<u>(請求減縮) 0円</u>	
同加藤	95万1663円	89万8533円	95万1663円	89万8533円
同菅原	47万4760円	36万7500円	47万4760円	36万7500円
同やしろ	191万6070円	<u>106万4218円</u>	191万6070円	<u>101万4024円</u>
同鈴木	87万5022円	51万3920円	87万5022円	51万3920円
同伊藤	24万5420円	0円	24万5420円	0円
同赤間	22万4175円	0円	22万4175円	0円
同佐藤	86万7174円	76万8086円	86万7174円	76万8086円
同野田	67万7250円	67万7250円	67万7250円	67万7250円
同田村	28万5000円	28万5000円	28万5000円	28万5000円
同菊地	144万7818円	106万4634円	144万7818円	106万4634円
同市民フォーラム仙台	1370万1050円	1225万0450円	1370万1050円	1225万0450円
同復興仙台	1025万9735円	<u>753万7174円</u>	1025万9735円	<u>739万0674円</u>
同公明党	740万2966円	602万9730円	740万2966円	602万9730円
同共産党	619万1180円	<u>617万6555円</u>	619万1180円	<u>556万4562円</u>
同社民フォーラム (同社民党)	794万5620円	733万4583円	794万5620円	733万4583円
同みんなの党	234万4823円	165万8438円	234万4823円	165万8438円
同大泉(訴訟承継人ら)	<u>104万2330円</u>	<u>39万3226円</u>	<u>(請求減縮) 0円</u>	
合計(参考)	<u>5869万0346円</u>	<u>4881万3065円</u>	<u>5695万4960円</u>	<u>4695万0018円</u>

(別紙 5)

関連法令等の定め(2)

8 市議会各会派に対する職員雇用費交付規則（昭和60年仙台市規則第5号。以下「職員雇用費交付規則」ということがある。）

5 (職員雇用費の交付)

第1条 市議会の各会派がその控室業務に従事する職員を雇用した場合には、当該会派に対し、予算の範囲内で職員雇用費を毎月交付する。

10 (交付対象)

第2条 職員雇用費の交付を受けることができる会派は、所属する議員の数が5人以上の会派とする。

15 (交付申請)

第3条 職員雇用費の交付を受けようとする会派の代表者は、交付申請書を議長を経て市長に提出しなければならない。

(経理責任者)

第4条 職員雇用費の交付を受ける会派は、職員雇用費の経理を明確に行うため、その所属する議員のうちから経理責任者を定め、議長を経て市長に届け出なければならない。

(精算)

第5条 職員雇用費の交付を受けた会派の代表者は、雇用の実績に基づく精算を行うため、毎月精算書を作成し、議長を経て市長に提出しなければならない。

別紙6

平成24年度分政務調査実績実行状況等一覧表

三

四

- 1 当初の支出額（B）とは、平成25年5月15日までに提出された収支報告書上の支出額をいう。
  - 2 監査請求前に修正された支出額（C）とは、平成25年5月16日から平成27年4月5日までに修正された収支報告書上の支出額をいう。
  - 3 自主返還額（D）とは、平成27年4月6日から平成27年5月26日までに会派から自主的に返還された額をいう。
  - 4 監査請求後に修正された支出額（E）とは、平成27年4月6日から平成27年5月26日までに修正された収支報告書上の支出額をいう。
  - 5 自己負担額（F）とは、監査請求後に修正された支出額（A）を超える部分の額をいう。

別紙7

按分割合一覧 (補助参加人自由民主党ほか6名)

号 証	頁	標 目	予備的 按分割合
丙J 6	1~10	仙台市議會議員加藤和彦 東漸 仙台市議会政策報告 N o 10	1割
丙J 7	1~8	仙台市議會議員加藤和彦 東漸 仙台市議会政策報告 N o 11	2割
丙S 6	1~2	菅原けん 議会レポート	1割
丙K 3	5~6	やしろ美香 仙台市政報告 平成24年7月	2割
丙K 3	7~8	やしろ美香 仙台市政報告 平成24年1月	2割
丙L 3	3~6	鈴木繁雄 市政報告	2割
丙N 5	1~4	まさあき通信 佐藤正昭 市政活動報告 2012夏号	4割
丙P 1	17~22	THE EFFECTIVE 菊地崇良 市政活動報告 2013(平成25)年3月	1割5分

別紙8

按分割合一覧 (補助参加人市民フォーラム仙台)

号証	標目	按分割合
丙F 29	市民フォーラム仙台ニュース(平成24年冬号)	8分の1
丙F 30	市民フォーラム仙台ニュース(2012春号)	8分の1
丙F 31	市民フォーラム仙台ニュース(平成24年冬号) (安孫子雅浩議員版)	8分の1
丙F 32	市民フォーラム仙台市政報告(2012年冬号) (安孫子雅浩議員版)	8分の1
丙F 33	仙台市議会市政活動レポート(新年号)	8分の1
丙F 34	市民フォーラム仙台ニュース(平成25年春号) (安孫子雅浩議員版)	12分の1
丙F 35	市民フォーラム仙台市政報告(2012年夏号) 被災者情報号)(岡本あき子議員版)	16分の1
丙F 36	市政報告用資料「仙台市の被災状況と議員としての活動」	0
丙F 37	市民フォーラム仙台ニュース(平成24年冬号) (岡本あき子議員版)	8分の1
丙F 38	市民フォーラム仙台市政報告(2013年春号) (岡本あき子議員版)	16分の1
丙F 39	市民フォーラム仙台ニュース(平成25年春号) (岡本あき子議員版)	12分の1
丙F 40	市民フォーラム仙台ニュース(2012春号) (加藤けんいち議員版)	8分の1
丙F 41	市民フォーラム仙台市政活動報告(2012年 5月号)(加藤けんいち議員版)	8分の1
丙F 42	市民フォーラム仙台市政活動報告(2012年 8月号)(加藤けんいち議員版)	8分の1
丙F 43	市民フォーラム仙台市政活動報告(2012年 11月号)(加藤けんいち議員版)	8分の1
丙F 44	市民フォーラム仙台ニュース(平成24年冬号) (加藤けんいち議員版)	8分の1
丙F 45	市民フォーラム仙台市政活動報告(2013年 1月号)(加藤けんいち議員版)	8分の1
丙F 46	市民フォーラム仙台ニュース(平成24年5月 号)(木村勝好議員版)	8分の1
丙F 47	会派ニュース説明文書	8分の1
丙F 48	市民フォーラム仙台ニュース(平成24年冬号) (木村勝好議員版)	8分の1
丙F 49	市民フォーラム仙台ニュース(平成25年春号) (木村勝好議員版)	12分の1

丙F 5 0	市民フォーラム仙台市政活動報告泉区版（2012年夏号）（日下富士夫議員版）	8分の1
丙F 5 1	市民フォーラム仙台ニュース（平成24年冬号）（日下富士夫議員版）	8分の1
丙F 5 2	市民フォーラム仙台市政活動報告泉区版（2013年春号）（日下富士夫議員版）	8分の1
丙F 5 3	市民フォーラム仙台ニュース（平成25年春号）（日下富士夫議員版）	12分の1
丙F 5 4	市民フォーラム仙台市政活動報告（2012年12月号）（佐藤わか子議員版）	8分の1
丙F 5 5	市民フォーラム仙台ニュース（平成25年春号）（佐藤わか子議員版）	12分の1
丙F 5 6	市民フォーラム仙台ニュース（2012年春号）（渡辺敬信議員版）	8分の1
丙F 5 7	市民フォーラム仙台ニュース（平成24年冬号）（渡辺敬信議員版）	8分の1
丙F 5 8	市民フォーラム仙台市政活動報告（渡辺敬信議員版）	4分の1
丙F 5 9	市民フォーラム仙台ニュース（平成25年春号）（渡辺敬信議員版）	12分の1
丙F 6 0	市民フォーラム仙台ニュース（平成24年冬号）（渡辺公一議員版）	8分の1
丙F 6 1	市民フォーラム仙台ニュース（平成25年春号）（渡辺公一議員版）	12分の1
丙F 6 2	市民フォーラム仙台市政活動報告（小野寺健議員版）	8分の1
丙F 6 3	市民フォーラム仙台市政活動報告（小野寺健議員版）	8分の1
丙F 6 4	市民フォーラム仙台市政活動報告（小野寺健議員版）	8分の1
丙F 6 5	市民フォーラム仙台市政活動報告（小野寺健議員版）	8分の1
丙F 6 6	市民フォーラム仙台ニュース（平成24年冬号）（小野寺健議員版）	8分の1
丙F 6 7	市民フォーラム仙台ニュース（2012年春号）（小野寺健議員版）	8分の1

別紙9

按分割合一覧 (補助参加人復興仙台)

号 証	頁	標 目	予備的 按分割合
丙G 1 3	3	橋本けいいち熱血通信 市政活動レポート 2012	3割
丙G 1 8	6	はがき	3割
	7	市政報告 v o l . 4 6 -② あとべ薫通信	1割
	8	市政報告 v o l . 4 4 あとべ薫通信	1割
	9	市政報告 v o l . 4 5 あとべ薫通信	1割
	10	市政報告 v o l . 4 6 -① あとべ薫通信	1割
	11	市政報告 v o l . 4 7 あとべ薫通信	1割
丙G 1 9	5	岡部恒司 仙台市議会活動レポート 平成 24年8月 東日本大震災復興会議報告	1割
	7	岡部恒司 仙台市議会活動レポート 平成 24年第2回定例会報告	1割
	8	岡部恒司 仙台市議会活動レポート 平成 24年第3回定例会報告	1割
	11	岡部恒司 仙台市議会活動レポート 平成 24年第4回定例会報告	1割
	13	岡部恒司 仙台市議会活動レポート 平成 25年第1回定例会報告	1割
丙G 2 0	3~4	庄司としみつ 市政レポート N o 2 7	2割
丙G 2 2	4~5	高橋次男だより 第15号	1割
丙G 4 5	1	渡辺ひろし市政報告 平成25年春号	2割

別紙10

按分割合一覧 (補助参加人公明党)

号 証	頁	標 目	予備的 按分割合
丙D 12	9~12	2012年タウン社春季号 65号	2割
	13~16	2012年タウン社夏季号 66号	2割
	17~20	2012年タウン社秋季号 67号	2割
	21~24	2013年タウン社新春号 68号	2割
丙D 13	6~7	おだしま久美子通信 №28	1割
	8~9	おだしま久美子通信 №29	3割
	10~13	おだしま久美子通信 №31	2割
	14~15	おだしま久美子通信 №32	1割
	17~18	おだしま久美子通信 №33	3割
丙D 17	5~6	きくち昭一レポート 2013-No53号	3割
	7~8	きくち昭一レポート 2012-No52号	3割
	9~10	きくち昭一レポート 2012-No51号	3割
	11~12	きくち昭一レポート 2012-No50号	3割
丙D 18		オレンジ通信V o 1. 3 (佐々木まゆみ市議会活動レポート)	1割
丙D 19	6~7	スマイル通信2012年春号 (さとう和子活動レポート第2号)	3割

号 証	頁	標 目	予備的 按分割合
丙D 19	8～9	スマイル通信 2012年夏号（さとう和子活動レポート第3号）	3割
	10～11	スマイル通信 2012年秋号（さとう和子活動レポート第4号）	3割
	12～13	スマイル通信 2012年新春号（さとう和子活動レポート第5号）	2割
丙D 20	7～9	NEWS LETTER No 35 (嶋中貴志)	3割
	10～11	NEWS LETTER No 36 (嶋中貴志)	3割
	12～13	NEWS LETTER No 37 (嶋中貴志)	2割
	14～15	NEWS LETTER No 38 (嶋中貴志)	3割
丙D 22	8～9	鈴木ひろやす The News Letter vol. 39	3割
	10～11	鈴木ひろやす The News Letter vol. 38	3割
	12～13	鈴木ひろやす The News Letter vol. 37	3割
	14～15	鈴木ひろやす The News Letter vol. 39	3割

## 按分割合一覧 (補助参加人共産党)

号	証	標	目	支出額	証拠番号	按分割合1	按分割合2
丙C1 4		東日本大震災	活動の記録	1 4 7, 5 2 5 円	丙C1 3 1 の 1	0	8 7 分の 1 0
丙C1 5		マソシヨン被害交流案内チラシ		5, 2 5 0 円	丙C1 3 0 の 1	0	0
丙C1 6 の 1	市議団ニユース476号			1 8, 0 6 0 円	丙C1 3 2 の 1	0	8.80%
丙C1 6 の 2	市議団ニユース477号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 2 の 1	0	1.20%
丙C1 6 の 3	市議団ニユース478号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 2 の 1	0	4.50%
丙C1 6 の 4	市議団ニユース479号			2 0, 0 0 0 円	丙C1 3 2 の 1	0	14.80%
丙C1 6 の 5	市議団ニユース480号			3 1 2, 9 0 0 円	丙C1 3 3 の 1	2.20%	6.90%
丙C1 6 の 6	市議団ニユース481号			1 7, 4 2 5 円	丙C1 3 4 の 1	2.80%	17.60%
丙C1 6 の 7	市議団ニユース482号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 4 の 1	2.70%	9.90%
丙C1 6 の 8	市議団ニユース483号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 4 の 1	2.40%	19.80%
丙C1 6 の 9	市議団ニユース484号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 4 の 1	2.40%	1.3%
丙C1 6 の 10	市議団ニユース485号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 4 の 1	2.40%	17.50%
丙C1 6 の 11	市議団ニユース486号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 4 の 1	2.40%	12.60%
丙C1 6 の 12	市議団ニユース487号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 5 の 1	2.40%	1.6%
丙C1 6 の 13	市議団ニユース488号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 5 の 1	2.40%	1.0%
丙C1 6 の 14	市議団ニユース489号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 5 の 1	2.40%	10.40%
丙C1 6 の 15	市議団ニユース490号			1, 0 7 2, 2 6 0 円	丙C1 3 5 の 1	0	14.40%
丙C1 6 の 16	市議団ニユース491号			4 3 5, 7 5 0 円	丙C1 3 6 の 1	1.80%	1.80%
丙C1 6 の 17	市議団ニユース492号			1 3, 5 4 5 円	丙C1 3 7 の 1	0	15.70%
丙C1 6 の 18	市議団ニユース493号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 7 の 1	2.40%	5.70%
丙C1 6 の 19	市議団ニユース494号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 7 の 1	2.40%	9.30%
丙C1 6 の 20	市議団ニユース495号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 7 の 1	2.40%	21.60%
丙C1 6 の 21	市議団ニユース496号			2 4, 5 7 0 円	丙C1 3 8 の 1	0	0
丙C1 6 の 22	市議団ニユース497号			3 1 2, 9 0 0 円	丙C1 3 8 の 1	1.20%	1.20%
丙C1 6 の 23	市議団ニユース498号			2 1, 0 0 0 円	丙C1 3 9 の 1	2.40%	11.80%

七

&lt;&gt;

丙C16の24	市議団ニュース499号	26,092円	丙C139の1	2.40%	17.10%
丙C16の25	市議団ニュース500号	21,000円	丙C139の1	2.40%	6.30%
丙C16の26	市議団ニュース501号	23,310円	丙C139の1	2.40%	14.60%
丙C16の27	市議団ニュース502号	21,000円	丙C140の1	2.40%	19.30%
丙C16の28	市議団ニュース503号	21,000円	丙C140の1	2.40%	11.80%
丙C16の29	市議団ニュース504号	21,000円	丙C140の1	0	7%
丙C16の30	市議団ニュース505号	220,500円	丙C141の1	0	2.90%
丙C16の31	市議団ニュース506号	220,500円	丙C141の1	0	3%
丙C16の32	市議団ニュース507号	264,600円	丙C141の1	0	3.10%
丙C16の33	市議団ニュース508号	220,500円	丙C141の1	0	3%
丙C16の34	市議団ニュース509号	205,800円	丙C141の1	0	3%
丙C16の35	市議団ニュース510号	330,750円	丙C141の1	0	2.50%
丙C16の36	市議団ニュース511号	205,800円	丙C141の1	0	3.10%
丙C17の1	アンケート	508,935円	丙C141の1	0	0
丙C17の2	返信用封筒	715,050円	丙C141の1	0	0

\*金額は、消費税(5%)を含む。

別 紙 12

按 分 割 合 一 覧 (補助参加人みんなの党)

号証	標目	按分割合
甲 B1	仙台市議会報告（第3回報告）	24分の1
甲 B2	仙台市議会報告（第4回報告）	24分の1
甲 B3	仙台市議会報告（第5回報告）	16分の1
甲 B4	仙台市議会報告（第6回報告）	16分の1
甲 B5	市議会通信	2分の1

これは正本である。

令和4年12月21日

仙台高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 阿部 祐 恵

